

一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会
ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人沖縄県建築士事務所協会（以下「本会」という。）のホームページ（以下「HP」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、矩形の一定サイズ枠の中で、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するHPに最終的にリンクする機能を有するものをいう。（以下「バナー広告」という。）

2 広告主とは、本会HPにバナー広告を掲載する者をいい、本会の正会員、賛助会員とする。

3 ページユーザビリティとは、第1項のバナー広告の掲載仕様をいい、注意事項や禁止事項の行為を示す。

(掲載場所と位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する場所（ウェブサイト）は、原則として本会HPのトップページとし、その位置は、左側部とする。

3 枠数は、原則5枠とする。

(広告の規格)

第4条 広告の種類はバナー広告とし、規格は次のとおりとする。

(1) 大 き さ：縦60ピクセル、横245ピクセル

(2) 形 式：G I F（静止画像のみ）、J P E G、P N G

(3) データ容量：30KB以下とする。

(掲載可能な範囲)

第5条 掲載可能な広告の内容は、次の各号に該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの

(3) 第三者を誹謗中傷又は排斥する恐れがあるもの

(4) 本会の趣旨にそぐわないと思われるもの

(5) その他、本会が不適當であると判断したもの

(ページユーザビリティの保持)

第6条 掲載する広告の作成にあたっては、次に定める事項を遵守するものとする。

(1) 次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりする恐れがあるため、使用することができない。

ア、「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン

イ、アラートマーク（「警告」、「注意」などあたかも警告を発しているような誤解を与える

もの)

ウ、ラジオボタン（あたかも選択が可能であるような誤解を与えるもの）

エ、テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ、プルダウンメニュー（あたかも画面下方に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(2) GIFアニメーションは使用できない。

(3) 閲覧者が、本会HPのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがある表現、又は本会の事業であると錯誤する恐れがある表現を使用してはならない。

(4) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を見やすくするように配慮しなければならない。（色調）

(5) 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い鮮明に見えるようにしなければならない。（解像度）

(6) わかりやすい適正な言葉と文字を使用し、閲覧者に誤解や錯誤を起こさせない表現、不快な感情を与えない表現を使用する。

(掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、原則6カ月間とし、その後、一方から掲載中止通知がないかぎり、自動継続とし、最大12カ月間とする。

2 掲載期間の開始日は、原則として掲載開始日とし、掲載終了日は、6か月後又は12か月後とする。ただし、掲載期間中における掲載中止については、本要領の他の規定を適用するものとする。

(掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集については、本会HP又は會報で行うこととする。

(掲載の申込み)

第9条 広告主は、「広告掲載申込書」（第1号様式）により、郵送、ファクス又は電子メールで本会に申し込むものとする。

(掲載の決定)

第10条 本会は、本要領に基づき広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について書面により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料等)

第11条 広告掲載料等は、次のとおりとし、前条第2項に規定する書面（以下「通知書」（第2号様式）という。）の記載に従い、広告掲載料等を納付するものとする。

広告掲載料 2千円（消費税別）／1枠・月（広告貼付・取外し料を含む。）

2 一旦納付された掲載料は、原則として返還しないものとする。ただし、本要領の他の規定により返還することを妨げないものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 12 条 広告主は、広告データ（以下「広告原稿」という。）を作成し、通知書で指定した日及び場所に、郵送又は電子メールで提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容の修正)

第 13 条 本会は、バナー広告の内容、デザイン及びリンク先HPの内容等が本要領の規定に抵触すると判断した場合は、広告主に対してバナー広告の内容等の修正を求めるものとする。

2 前項の規定により修整を求めた広告については、修正が完了するまでの間、其の掲載を中止するものとする。

(掲載の取消し)

第 14 条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定の期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定の期日までに広告原稿の入稿がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の修正に広告主が応じないとき
- (4) その他、広告掲載が適切でないと本会が判断したとき

2 第 1 項の各号の規定により広告掲載を取り消した場合において、本会は、納付済みの掲載料の返還及び損害賠償等の一切の責を負わないものとする。

(掲載の取下げ)

第 15 条 広告主は、自己の都合により広告掲載をとりさげることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面又はメールにおいて本会に申し出なければならない。

3 本会は、前項の規定により広告掲載の取下げがあった場合、広告掲載料を返還しない。

(掲載料の返還)

第 16 条 本会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間の 1 / 3 を超える期間において当該広告を掲載できなかったときは広告主に広告掲載料を全額返還する。その際、利子を考慮しない。

3 当該広告を掲載しなかった事由が次の各号の場合は返還しないものとする。

- (1) 機器を保守点検及び工事を行うとき。
- (2) 天災事変その他不可抗力な非常事態が発生したとき。

(広告主の責務)

第 17 条 広告主は、掲載したバナー広告及びリンク先HPに関する一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告は、掲載した広告内容等により、第三者との間に紛争が生じた場合は、その責任及び負担について解決しなければならない。
- 3 広告主は、バナー広告のリンク先HPのURLに変更があった場合、速やかに本会に連絡するものとする。

(要領の変更)

第18条 この要領の変更は、理事会の議決を経なければならない。

付 則 1. この要領は、平成25年11月7日から適用する。(理事会承認後)

一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会 広告掲載申込書

(一社)沖縄県建築士事務所協会会長 殿

(一社)沖縄県建築士事務所協会ホームページ広告掲載取扱要領第9条の規定に基づき、公告の掲載を次のとおり申し込みます。

なお、申込及び掲載等にあつたては、(一社)沖縄県建築士事務所協会ホームページ広告掲載取扱要領を遵守致します。

1. 申込者

(1) 申込者種別: 正会員 賛助会員

(2) 名 称: _____

(3) 代 表 者: _____

(4) 担 当 者: _____

(5) 所 在 地: _____

(6) 連 絡 先: TEL _____ FAX _____

E-MAIL: _____

2. 申込内容

(1) 内 容: 会社案内 商品案内 キャンペーン告知等

(2) 掲載希望 期間: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (6カ月)

(3) リンク先URL: _____

※沖建事協処理欄

○收受日: H 年 月 日、○掲載決定日: H 年 月 日

○備考 _____

平成 年 月 日

一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会 広告掲載通知書

.....
.....殿

平成 年 月 日付でお申込みいただきました、(一社)沖縄県建築士事務所協会ホームページ広告掲載の件につきましては、次のとおり決定対しましたので、(一社)沖縄県建築士事務所協会ホームページ広告掲載取扱要領第10条の規定に基づき通知致します。

1. 掲載いたします。

- (1) 広告掲載期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (6カ月)
- (2) 広告掲載料金等：2千円 (消費税別) / 1枠・月 (広告貼付・撤収手数料を含む)

※掲載期間は、原則として6か月間としますが、一方から掲載中止の通知がない限り、自動継続とし、最大12か月とします。(取扱要領第7条)

※継続の場合は、掲載料金を半年単位で引き続き請求いたしますので、速やかな納付をお願い致します。

※なお、掲載にあつたては、(一社)沖縄県建築士事務所協会ホームページ広告掲載取扱要領を遵守するとともに、掲載料の速やかな納付をお願い致します。

2. 掲載ができません。

○理由：(一社)沖縄県建築士事務所協会ホームページ広告掲載取扱要領第.....条
の規定による。
.....
.....